

医療機能情報提供制度におけるオンライン報告に係る G-MIS アカウント発行について

1 概要

昨年度（令和4年度）定期報告時にご連絡しましたとおり、医療法第6条の3に基づく医療機能情報提供制度における報告について、今年度（令和5年度の定期報告から、国が構築する「全国統一システム」を利用したオンライン報告が可能となります。（※4 ページ参照「令和4年12月9日付け医整第873号県通知」）

オンライン報告にあたっては、国の共通基盤である「G-MIS」を活用するため、昨年度、皆様よりアカウント発行に必要な情報（担当者名、メールアドレス等）を調査させていただき、本県においてとりまとめて発行申請を行っております。

つきましては、下記のとおり G-MIS アカウントの発行が行われますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

2 G-MIS アカウント発行の流れ

(1) アカウント発行ができた場合

| 時期（予定） | 内容 | 詳細 |
|-------------------|--|----------------|
| 令和5年 10月23日(月) | G-MIS から「事前確認メール」の送信 ・申請したメールアドレスの疎通確認と、アカウント発行に関する事前連絡メール | <u>※2 ページへ</u> |
| 令和5年 11月6日(月) | G-MIS から「アカウント発行通知メール」の送信 ・G-MIS のログインID及びパスワード設定を行うURLが記載されたメール ※初回ログインが行われない場合は、アカウントが停止される可能性がありますので、メールに記載の案内に従って、「G-MIS にログインできること」を必ずご確認ください。 | <u>※3 ページへ</u> |
| 令和6年 1月5日(金)以降 | G-MIS アカウントにより、オンライン報告が可能となります。 実施通知は、改めて、令和6年1月5日以降にメールで連絡します。 (例年のように、郵送による報告依頼は行いません。) | |

(2) アカウント発行ができなかった場合

- ・(1)に記載の10月23日送信予定の「事前連絡メール」が受信できなかった場合は、「これまで医療機能情報提供制度に係る報告を行ったことがない」「申請したメールアドレスの入力誤り、メールアドレスの利用停止」等の理由により、G-MIS アカウントの発行が行われておりません。
- ・そのため、令和5年11月13日（月）以降（公開予定、現在は利用不可）に下記申請ページより、改めての申請をお願いいたします。

【申請ページ】 <https://www.G-MIS.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

- ・なお、上記の申請ページにより、改めて申請をいただいた場合、今年度の定期報告期限内にアカウントが発行されない可能性がありますので、アカウントの発行ができなかった医療機関については、例年同様に本県から郵送での実施通知を行います。

3 留意点

- ・「全国統一システム」を利用した医療機能情報提供制度に係る報告は、令和6年1月5日（金）以降に可能となる予定です。

そのため、令和6年1月5日（金）以降に、当課から改めてメールによる実施通知を行いますので、お願いいたします。

- ・G-MIS の操作方法等に関する問い合わせは、以下のコールセンターまでお願いします。

【厚生労働省 G-MIS 事務局】

0570-783-872（平日9時～17時。土日祝日を除く）

10月23日（月）送信予定の「事前確認メール」について

事前確認メール

| | |
|----|--|
| 件名 | 【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡 |
| 本文 | <p>〇〇病院 ご担当者様</p> <p>「医療機能・薬局機能情報提供制度」の報告業務についてお心当たりが無い場合や、既にG-MISのユーザ名（ログインID）・パスワードをお持ちで本メールを受領されました場合、また、お心当たりのない報告機関名及び住所が記載されている場合には、お手数ではございますが管轄の都道府県の「医療機能・薬局機能情報提供制度」の窓口へご連絡ください。</p> <p><これより本文></p> <p>お世話になっております。厚生労働省G-MIS事務局です。 平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>令和5年度の医療機能・薬局機能情報提供制度に関する都道府県知事へのオンライン報告は医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）で行うようになります。</p> <p>「医療機能・薬局機能情報提供制度」のオンライン報告を行う際のユーザ発行を行います。以下、いずれかの申請でいただいたメールアドレスの存在確認のためにお送りしています。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年4月～6月に貴機関の方からG-MIS新規ユーザ登録申請を実施いただいた。（この場合、申請内容を管轄の都道府県で承認していただいております）・管轄の都道府県から貴機関に対するG-MIS新規ユーザ登録の申請をいただいた。 <p>後日（11月6日(月)送信予定）、申告いただいたメールアドレス（本宛先）に件名【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISのご利用準備完了に伴うパスワード登録のご依頼」というメールが送信されますので、メール中の案内に従いパスワードの設定をお願いします。</p> <p>G-MISのユーザ名（ログインID）発行に先立ち、管轄の都道府県から、または新規ユーザ登録申請画面から申請いただいた「報告機関名及び住所」が正しいかをご確認ください。</p> <p>報告機関名：〇〇病院 住所：〇〇県〇〇市〇〇町 x x x x x x</p> <p>なお、令和5年度のオンライン報告は開始時期が都道府県により異なります。 定期報告の開始時期については管轄の都道府県から追ってご連絡をいたします。 また、医療機能・薬局機能情報提供制度の概要については、厚生労働省の下記URLのページで説明しております。</p> <p>※このメールは送信専用のメールアドレスから送信されています。 ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。</p> <p><厚生労働省ホームページ></p> <ul style="list-style-type: none">■ 医療機能情報提供制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html■ 薬局機能情報提供制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kinoujohou/index.html |

※ 左記は、10月23日（月）に送信予定の「事前確認メール」のイメージになります。

【メール送信先となる対象者】

- ・左記の「事前確認メール」は、11月6日（月）送信予定の「アカウント発行通知メール」の送信前の事前通知として、本県においてとりまとめて発行申請を行った医療機関のうち、今回新規でアカウントが発行された医療機関に送信されます。

【メールを送信する目的】

- ・申請情報のメールアドレス誤りや無効等によってメール不達が発生しないかを確認するために送信されます。
- ・メールの到達（該当メールアドレスに送信できたこと）が確認された医療機関に対し、4ページの「アカウント発行通知メール」が送信されます。
- ・なお、メール本文に記載された報告機関名、住所が、申請した医療機関と異なっている場合は、岐阜県医療整備課（c11229@pref.gifu.lg.jp）までご連絡ください。

1 1月6日（月）送信予定の「アカウント発行通知メール」について

アカウント発行通知メール

| | |
|----|--|
| 件名 | 【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISのご利用準備完了に伴うパスワード登録のご依頼 |
| 本文 | <p>〇〇病院 ご担当者様</p> <p>先日、厚生労働省G-MIS事務局より、件名「【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡」というメールをお送りさせていただきましたが、こちらは「医療機能・薬局機能情報提供制度」のオンライン報告を行う為に、G-MISに新規登録された貴機関のユーザに対してパスワード設定を行う為のメールです。</p> <p>※本システムのご案内の通知は、以下、何れかの申請に基づき発行されました。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年4月～6月に貴機関の方からG-MIS新規ユーザ登録申請を実施いただいた。（この場合、申請内容を管轄の都道府県で承認していただいております）・管轄の都道府県から貴機関に対するG-MIS新規ユーザ登録の申請をいただいた。 <p>「医療機能・薬局機能情報提供制度」の報告業務についてお心当たりが無い場合や、既にG-MISのユーザ名（ログインID）・パスワードをお持ちで本メールを受領された場合、お手数ではございますが、以下のユーザ名（ログインID）でログインいただく前に管轄の都道府県の「医療機能・薬局機能情報提供制度」の窓口までへご連絡ください。</p> <p>G-MISへようこそ！ システムをご利用するには https://www.med-login.mhlw.go.jp/login?c=xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx にアクセスし、パスワードを設定してください。</p> <p>ユーザ名（ログインID）：XXXXXX</p> <p>2回目以降のアクセスはこちらから https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>なお、令和5年度のオンライン報告は開始時期が都道府県により異なります。 定期報告の開始時期については管轄の都道府県から追ってご連絡をいたします。 また、医療機能・薬局機能情報提供制度の概要については、厚生労働省の下記URLのページで説明しております。</p> <p>※このメールはお手元に保管してください。 ※このメールは送信専用のメールアドレスから送信されています。 ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。</p> <p><厚生労働省ホームページ></p> <ul style="list-style-type: none">■ 医療機能情報提供制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html■ 薬局機能情報提供制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kinoujouhou/index.html |

※ 左記は、1 1月6日（月）に送信予定の「アカウント発行通知メール」のイメージになります。

【メール送信先となる対象者】

- ・左記の「アカウント発行メール」は、1 0月23日（月）送信予定の「事前確認メール」の到達（該当メールアドレスに送信できたこと）が確認された医療機関のみを対象に送信します。

【メールを送信する目的】

- ・アカウント発行を完了した旨のご連絡と、G-MISをご利用いただくためのログインID、パスワード設定を行うためのURLを通知するために送信されます。

【医療機関が実施する作業】

- ・**令和6年1月5日（金）以降に始まる定期報告に備え、メールに記載の案内に従って、「G-MISにログインできること」を必ずご確認ください。**
- ・**なお、G-MISの操作方法等に関する問い合わせは、以下のコールセンターまでお願いします。**
- ・**【厚生労働省 G-MIS事務局】
0570-783-872（平日9時～17時。土日祝日を除く）**

各 病院
診療所 } の管理者 様
助産所 }

岐阜県健康福祉部医療整備課長

「令和4年医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の届出」及び「医療機能情報提供制度における報告」について

日頃より、本県の医療行政に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
標記について下記事項にご留意のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 概要（依頼内容等）

（1）令和4年医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の届出

- ・上記の医療従事者の方については、各法律の規定により、2年に一度、12月31日現在の住所地、従業地、従事している業務の種別等の届出を行うことになっており、本年が届出年に当たりますので、貴施設で取りまとめのうえ、届出をお願いします。
- ・なお、この届出にあたっては、本年から国が新たに構築する「医療従事者届出システム」を利用した「オンラインによる届出」が可能となりますので、原則オンラインによる届出にご協力をお願いします。

（2）医療機能情報提供制度における報告

- ・医療法に基づき、病院、診療所及び助産所は、1年に一度、12月1日現在の情報を都道府県知事へご報告いただくこととなっております。
- ・現在、本県では「ぎふ医療施設ポータル」により公表を行っておりますが、令和6年4月からは、国が新たに構築する「全国統一システム」により公表されることとなります。
- ・そのため、今年度（令和4年度）はこれまでと同様に紙による報告をお願いしますが、来年度（令和5年度）の定期報告からは、国の共通基盤である「G-MIS」を活用した「オンラインによる報告」が可能となりますので、来年度以降は原則オンラインによる報告にご協力をお願いします。
- ・なお、本書では、来年度以降のオンライン報告の際に必要な「アカウント発行」にかかわる調査を行いますので、合わせてご回答をお願いします。

2 提出期限

令和5年1月16日（月）（必着）

3 提出書類（※いずれもFAXでの提出は不可）

- (1) 総括票
- (2) 医療業務従事者の届出書（※原則、オンラインによる届出にご協力ください）
- (3) 「全国統一システム」移行に係る調査
（※「県L o G oフォーム」により回答してください。紙の提出は不要です。）
- (4) 医療機能情報提供制度における報告書

4 提出方法

(1) 総括票

- ・「整理番号」には、医療機能情報提供制度における報告書（又は封筒の宛名）の右上に記載のある1～4桁の数字を記載してください。
- ・「施設名」「担当部署・担当者名」「電話番号」には、貴施設名及び連絡のとれる電話番号を記載してください。

(2) 医療業務従事者の届出書

- ・届出対象は、下記のとおりです。

| | |
|------------------|--|
| 医師・歯科医師・薬剤師 | 籍登録されている方全て ※複数の施設に従事している場合は、主たる施設で記入 （重複しないこと） |
| 保健師・助産師・看護師・准看護師 | 業務に従事しており、かつ従業地が岐阜県にある方(パートを含む) ※産休、育休等休職中の方も、雇用契約が継続していれば届出が必要 |
| 歯科衛生士・歯科技工士 | ※複数の施設に従事している場合は、主たる施設で記入 （重複しないこと） |

- ・今年度調査から「医療従事者届出システム」を利用したオンライン届出が可能となります。
従来どおり紙での届出も可能ですが、原則オンライン届出をお願いいたします。
オンライン届出の概要や詳細は、別紙1及び別紙2のリーフレット又は国ホームページをご確認ください。
- ・紙での提出を行う場合は、下記の各ホームページから様式をダウンロードして届出をしてください。
なお、印刷規格はA4サイズとし、医師・歯科医師については両面印刷としてください。
- ・オンラインの場合は「医療従事者届出システム」への入力、紙の場合は総括票に添付して提出をお願いします。

◇医師・歯科医師・薬剤師（国ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/iryokujujisha-todokede-sys.html

[厚生労働省トップページ] → [政策について] → [分野別の政策一覧] → [健康・医療] → [医療] → [医療従事者による2年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について]

◇保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/100997.html>

[岐阜県トップページ] → [組織一覧へ] → [健康福祉部] → [医療整備課] → [医療整備課からのお知らせ] → [各種統計情報・資料] → [医療業務従事者届]

(3) 「全国統一システム」移行に係る調査（※県LOGフォームにて回答）

- ・上述のとおり、医療機能情報提供制度における報告について、国の共通基盤である「G-MIS」を活用し、来年度の定期報告から、「全国統一システム」を利用したオンライン報告が可能となります。
- ・オンライン報告にあたっては、各施設で「G-MIS」のアカウントを発行する必要があり、県でとりまとめて国へ発行申請を行いますので、下記の県LOGフォームからご回答をお願いいたします。

なお、今回の調査以降は各施設で個別に申請を行う必要がありますが、その申請時期は令和5年11月頃の予定となっており、その場合は来年度の定期報告時にはアカウント発行が間に合わない可能性があります。（この場合の実施していただく作業の詳細は、来年度定期報告時に周知いたします。）

※既にG-MISアカウントをお持ちの医療機関についてもご回答をお願いします。

- ・オンライン報告の概要や詳細は、**別紙3**のリーフレットをご確認ください。
- ・従来どおり紙での提出も可能ですが、**原則オンライン報告をお願いいたします。**

【県LOGフォーム】

下記のURL又はQRコードより、回答をお願いします。

URL：<https://logofom.jp/form/T8mB/159555>

QRコード：



(4) 医療機能情報提供制度における報告書

ア 紙媒体を用いた作成

- ・報告書の記載内容に変更がない場合は、提出不要です。
- ・報告書の記載内容に変更がある場合は、同封の報告書を朱書訂正または加筆し、総括票に添付して提出してください（修正したページのみ添付でも可）。
- ・報告書をすべてご確認ください、未記入の項目がないか、必ず確認をお願いいたします。

イ 電子媒体を用いた作成

- ・昨年度回答データ入力済みの電子データ（エクセル）の提供を管轄保健所に依頼するか、県ホームページから報告書様式をダウンロードしてください。
- ・保健所に提供を依頼する場合は下記のとおりメールでご連絡ください。

ファイル送付依頼メールのフォーマット

タイトル：「▲▲（整理番号）●●（医療機関名）医療機能情報様式送付依頼」

メッセージ欄：担当者の氏名と連絡先を記入してください。

昨年度回答データ入力済みの電子版報告書を用いて回答する際の留意事項

- ・ファイル名は変更しないでください。
- ・変更がある場合は、その項目の昨年度の内容を消去し、変更後の内容を記入してください。
- ・提出されたエクセルファイルは、一括して電算処理します。ファイル内のシート、セル等は追加・削除しないでください。
- ・電子媒体の返却は行いませんのでご了承ください。
- ・電子メールの誤送を避けるため、送信後に保健所へ電話をいただくか、保健所から送信される到達メールを必ず確認してください。

(5) その他

- ・ご報告いただいた情報は、医療法第6条の3第1項より、貴施設において閲覧に供することが義務づけられていますので、書面又は電磁的方法（インターネット、PC等モニター画面での表示等）により貴施設内に備え付けられますようお願いいたします。
- ・医療機能情報のうち基本情報（病院・一般診療所：Q1～9、歯科診療所Q1～8、助産所Q1～7）の項目に変更が生じたときは、施設所在地を管轄する保健所に速やかに報告してください。なお、医療法第7条及び第8条に基づく開設許可等の事項の変更の届出についても別途手続きをしていただく必要があります。

5 問い合わせ先及び提出先

(1) 医療業務従事者の届出書について

医師・歯科医師・薬剤師：住所地又は従業地を管轄する保健所

上記以外：従業地を管轄する保健所

※「医療従事者届出システム」に関する問い合わせ先は、令和4年12月17日（システム公開予定日）以降に厚生労働省に設置される予定です。

上記の他、随時、厚生労働省のホームページに情報が公開されますので、ご確認ください。

(2) 医療機能情報提供制度について

施設所在地を管轄する保健所

※全国統一システムの運用に関する問い合わせ先は、厚生労働省医政局総務課（電話：03-5253-1111）になります。

6 添付資料

- ・ 総括票
- ・ 別紙1 三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内（県案内）
- ・ 別紙2 三師届・業務従事者届出がオンラインで届出できるようになります（国案内）
- ・ 別紙3 ～医療機能情報提供制度についてのお知らせ～
- ・ 問い合わせ先及び提出先保健所一覧
- ・ ヘボン式ローマ字一覧表
- ・ 医療機能情報提供制度における報告書

| |
|--|
| 岐阜県 健康福祉部 医療整備課 医事係 担当係長 山下 担当 小木曾、山内 TEL 058-272-1111 (2527) メール c11229@pref.gifu.lg.jp 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 |
|--|

構築する全国統一システムのイメージ

- 全国統一システムでは、原則全ての都道府県の現行システム及びそのデータを集約する。
 - 報告に係る機能を「共通基盤 (G-MIS)」が、住民・患者等に公開する機能 (検索用Webサイト)を「全国統一システム」がそれぞれ担う。
 - G-MISを活用した報告により、病院等の報告負担軽減が期待される。
- 都道府県庁及び保健所、病院等は、全国統一システムを利用して公表・公表に係る業務を実施。

